

様式第2号 (第8条関係)

会議の概要報告																																																				
1. 会議の名称	令和元年度 第1回甲賀市少年センター協議会																																																			
2. 開催日時	令和元年6月25日(火) 13時30分～15時20分																																																			
3. 開催場所	甲賀市役所 別館 会議室203																																																			
4. 議題	平成30年度甲賀市少年センター活動状況について 令和元年度甲賀市少年センター活動内容及び事業計画(案)について																																																			
5. 出席者	<p>《協議会委員》</p> <table border="0"> <tr> <td>甲賀警察署生活安全課</td> <td>課長</td> <td>小谷 正樹</td> </tr> <tr> <td>甲賀市民生委員児童委員協議会連合会</td> <td>理事</td> <td>渡邊 満栄</td> </tr> <tr> <td>甲賀市更生保護女性会</td> <td>会長</td> <td>辻 好子</td> </tr> <tr> <td>甲賀市少年補導(委)員会</td> <td>会長</td> <td>北村 正之</td> </tr> <tr> <td>甲賀市青少年育成市民会議</td> <td>会計</td> <td>中井れい子</td> </tr> <tr> <td>甲賀市PTA連絡協議会</td> <td>顧問</td> <td>戎脇 浩</td> </tr> <tr> <td>甲賀公共職業安定所</td> <td>統括職業指導官</td> <td>丸亀 大輔</td> </tr> <tr> <td>市民環境部生活環境課</td> <td>課長</td> <td>廣岡 由美</td> </tr> <tr> <td>こども政策部子育て政策課</td> <td>管理監代理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>家庭児童相談室室長</td> <td>福田かおり</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局学校教育課</td> <td>課長</td> <td>福井 篤子</td> </tr> </table> <p>《事務局》</p> <table border="0"> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>山下 由行</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>課長補佐</td> <td>竹蔭 理</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>係長</td> <td>玉木 悟司</td> </tr> <tr> <td>少年センター</td> <td>所長</td> <td>殿城 幸雄</td> </tr> <tr> <td>少年センター(司会)</td> <td>次長</td> <td>安田 諭</td> </tr> <tr> <td>少年センター(記録)</td> <td>補導員</td> <td>上西 眞弓</td> </tr> </table>	甲賀警察署生活安全課	課長	小谷 正樹	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理事	渡邊 満栄	甲賀市更生保護女性会	会長	辻 好子	甲賀市少年補導(委)員会	会長	北村 正之	甲賀市青少年育成市民会議	会計	中井れい子	甲賀市PTA連絡協議会	顧問	戎脇 浩	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	丸亀 大輔	市民環境部生活環境課	課長	廣岡 由美	こども政策部子育て政策課	管理監代理			家庭児童相談室室長	福田かおり	教育委員会事務局学校教育課	課長	福井 篤子	教育委員会	教育長	山下 由行	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	課長補佐	竹蔭 理	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	係長	玉木 悟司	少年センター	所長	殿城 幸雄	少年センター(司会)	次長	安田 諭	少年センター(記録)	補導員	上西 眞弓
甲賀警察署生活安全課	課長	小谷 正樹																																																		
甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理事	渡邊 満栄																																																		
甲賀市更生保護女性会	会長	辻 好子																																																		
甲賀市少年補導(委)員会	会長	北村 正之																																																		
甲賀市青少年育成市民会議	会計	中井れい子																																																		
甲賀市PTA連絡協議会	顧問	戎脇 浩																																																		
甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	丸亀 大輔																																																		
市民環境部生活環境課	課長	廣岡 由美																																																		
こども政策部子育て政策課	管理監代理																																																			
	家庭児童相談室室長	福田かおり																																																		
教育委員会事務局学校教育課	課長	福井 篤子																																																		
教育委員会	教育長	山下 由行																																																		
教育委員会事務局社会教育スポーツ課	課長補佐	竹蔭 理																																																		
教育委員会事務局社会教育スポーツ課	係長	玉木 悟司																																																		
少年センター	所長	殿城 幸雄																																																		
少年センター(司会)	次長	安田 諭																																																		
少年センター(記録)	補導員	上西 眞弓																																																		
6. 会議資料	資料1 甲賀市少年センター協議会委員名簿 資料2 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 資料3 平成30年度甲賀市少年センター活動状況 資料4 令和元年度甲賀市少年センターの活動内容 資料5 甲賀市少年センターだより4・5月号 資料6 甲賀市少年センター条例 資料7 甲賀市少年センター条例施行規則 別紙1 少年課速報 別紙2 最近の雇用失業情勢 別紙3 「親子でつくる!家族で守る!こうかスマホ等使用の心得」リーフレット 別紙4 甲賀市少年センターだより6月号																																																			
7. 議事の結果概要	1. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項 会議は原則公開とする。 ただし、個人情報等に関係することについては非公開とする。 議事録の公開についても会議の公開に順ずる。 2. 甲賀警察署管内の状況 3. 甲賀公共職業安定所管内の就労状況 4. 平成30年度甲賀市少年センター活動状況 5. 令和元年度甲賀市少年センター活動内容及び事業計画(案) 6. その他 (1) 学校関係者等の会議出席の日程調整をする。 (2) 少年センターの存在(認知)を広くアピールする。																																																			
8. その他	連絡事項 ・本日の資料について																																																			

◎センター協議会会議（開会 午後1時30分）

【1. 甲賀市市民憲章唱和】

【2. 教育長あいさつ】

【3. 甲賀市少年センター協議会会長あいさつ】

【4. 委員、事務局自己紹介】

【5. 会議の公開についての説明】

議 長： 指針に記載の「会議の公開の基準」に基づきまして、皆さま方にお諮りしましたが、会議については一部非公開扱い、会議録の公開も「会議の公開に順ずる取扱い」とすることを決定して会議を進めさせていただきます。

【6. 甲賀警察署管内の状況報告】

【7. 甲賀公共職業安定所管内の就労状況報告】

【8. 議事】

事務局：平成30年度甲賀市少年センター活動状況について説明

事務局：平成30年度少年センター活動のまとめについて説明

事務局：令和元年度甲賀市少年センター活動内容及び事業計画(案)について説明

【意見交換】

議 長： 少年センターの活動報告等に、少年相談が大幅に増えているということがあります。特に相談件数の中に、成人の相談がありますが、少年センターは、本来、青少年ということで未成年の方を中心に相談を受ける所ですが、継続相談で、少年のときに相談を受けていた方が、成人になっても相談をしてくれます。そのような成人に対する相談業務を多く受けています。また、関係機関等との連携やストーカー問題等、相談内容も青少年に関することに加え家庭の問題、福祉部局の問題も少年センターで受けておられるように思います。

そして、子ども・若者支援活動の一部が入ってきているように思いますが、このようなことも含みまして、少年センターとして、どのように活動をしていったらよいか、あるいは、少年センターの未来像について、皆さんとお話をしていきまして、今後の少年センター活動に繋げていきたい。また、少年センターの職員が気持ちよく仕事ができるような環境づくりを、協議会の中で話し合う必要があるかと思しますので、屈託のないご意見等を宜しく願います。

委 員： 二点あるのですが、一点目は、今年の資料を見せていただくだけではなくて、いろいろお話を聞かせていただく中でより細かくわかることがあると思います。しかし、学校関係の方が一人も出席されていません。代理の方が出席されることもないのでしょうか。

事務局： 小中高とも欠席の連絡を受け、各学校に代理出席をお願いしたのですが、どうしても都合がつかないという返事でした。小学校におきましては、代理出席をしていただくお返事をいただいていたのですが、急遽、本日、都合がつかなくなりました。少年センターとしてもすごく残念に思っています。

委員： もう一点ですが、昨年、少年センターの薬物関連の研修会に参加させていただいた中で、「よかった」と、何人かの方に言っていただきました。今年も9月と11月に研修会が行われますが、一緒に勉強させていただけることがありましたら、会員の皆さんにもお話させていただきますので、お声をおかけいただきたいと思います。宜しくお願いします。

事務局： ありがとうございます。

9月28日の研修会は、各少年センター職員と少年補導委員による研修会ですが、青少年の健全育成にかかわっている方々についても、会場は忍の里プララですのでご参加いただきたいと思います。

また、少年センター独自の11月30日の研修会ですが、サントピア水口で考えています。警察の方を講師に招き、エゴグラムの勉強で、自我（心）がどのような特色なのか、特性を持っているのかの研修を行ないます。これを知っていることによって、子どもたちと接したときに、どういう対応をしたらよいかということがわかります。これは、昨年度の11月に米原警察署で研修をされたときに、参加された補導委員会会長が、とても良かったので、少年補導委員にも、自分がどういう性格で、どんなタイプの人間なのか知っていただくと、子どもたちの対応の仕方が変わってくるのではないかとおっしゃっていました。それで是非とも、少年補導委員に研修を受けてもらおうと考えております。本研修についても参加をいただけたらと思います。

委員： 昨年、2回開かれた協議会の概要等を見せていただき、相談件数も増え、また、来所も増えているということですが、少年センター自体を保護者が存在をご存じない方が沢山おられます。ある意味、保護者としては何も相談する必要がないなど、お世話になる必要がなければ、その存在を知らなくても問題はないと思います。ただ、わが子に限ってなんてことは、今はありません。今は問題がなくても明日は問題があるかもしれません。また、今晚、何か子どもたちの心の変化があるかもしれないということが沢山あります。普段から存在を認知していただき、いつでも何かあったときに相談できるような体制作りが必要だと思います。

一つは、来所のきっかけが学校からが多いのか、相談の最初のきっかけで、子どもたちが自ら来ることがあったとしたら、それはどのような状態で、子どもたちが少年センターを認知しているか教えていただけますか。

事務局： 委員がおっしゃっているとおり、来所相談等が増えているということについては、平成30年の6月、7月くらいから、小学校への学校訪問を活動の中にプラスして行なったことが影響しています。その結果、小学校は色々な問題を抱えておられることから、少年センターに、まず先生からご相談をされ、その対応を県のS SW(スクールソーシャルワーカー)や市の関係課等と協議させていただき中で、先生から、「その子の親について、少年センターに一度、繋ぎます。」というような形で、繋いでいただいた保護者が何人かおられます。やはり、学校訪問に際して、まず先生(学校)から、「それでは、一度、子どもさんも含めて、少年センターで話を聞いてもらわれたらどうですか。」というような形で増えていったのが、一つでございます。そのあとも来所してこられました。その結果、昨年の10月から学習支援をもとにした小学生の支援活動を、年度末まで行ないました。色々な問題行動を起す児童でしたが、少年センターに定期的に来所し、中学校も今現在、ほぼ問題なく登校しているということです。それも保護者ともども、ご指導させていただき、そういった結果に繋がっております。

そしてもう一つのメール相談ですが、少年センターは小学校6年生に対する「薬物乱用防止教室」を、市内の小学校のほとんどで、実施しております。そのときに、教室の終了後、必ずその場で、少年センターのメールアドレスと電話番号の書いた「手作りのしおり」を、子どもたちに渡しております。「何か困ったこと、相談したいことがあれば、電話かメールでもいいので連絡くださいね。」と、子どもたちにアピールしています。

その結果、市内に通う小学生が、「相談ののってくれませんか。」という匿名のメールを送ってこられ相談が始まりました。少しおかしいと感じながらメール相談を受けていたのです

が、4月になり中学生になったときから、「実は、小学校からいじめを受けていた同級生から、今でもいじめを受けている。死ねと言われていた。死ななければならぬのですか。」という、いじめの相談をしてきました。

少年センターからは「あんたは誰や。」としつこく聞かずに、とりあえず、少年センターは継続してやっていこうというスタンスでメール交換をしてきました。しかし、「何かいじめを受けている。」という可能性は捨てきれませんでした。そのような中、4月に「もう死ななければならぬのですか。」というようなメールを送って来ましたので、そこで、少年センターでは「まず、保護者に言う。」等、その子に説得をしました。少年センターに言ってきたことは大したことだと思いません。普通、なかなか「いじめ」は言わないものです。そのことを十分時間をかけてメールで説得し、「学校、保護者に何も言ってない。」と言ってましたので、「きちんと報告するように。」「そのバックアップは全て少年センターがするよ。」というような形で進めておりました。そして数日後、その子は思い切って、学校に打ち明けたというような相談がございました。

このように、関係機関等の連携を小学校にまで拡大し、学校訪問を実施したことは、正解だったと思っております。

委員： 詳しくお教えいただいて、ありがとうございます。今のお子さんも、無事であることをとにかくお祈りすることくらいしか出来ませんが、絶えず、少年センターの存在を保護者ももう少し認識する機会を、いざというときのためにして欲しいと思います。

以前、某会長をしているときに、一度、少年センターへお邪魔をし、そのときに、某学校を卒業している少年が、通学途上のお子さんをじろじろ見るという事例のご相談をさせていただきました。そして、いろいろ調べていただきますと、そのお子さんが発達障害をもっておられ、全く悪気がないといったことでした。しかし、子どもたちにとっては、じろじろ毎日のように見られるということで気持ち悪がったりし、どちらにもプラスにならなかったことがありましたが、いろいろ手助けをしていただきながら解決できました。

悩みがあれば、まず学校を通じてになるかと思いますが、「こういった機関があるよ。」といったことを、例えば、年度初めの総会や学校通信等の中で、「色々な相談機関へ繋ぐから、どんどん学校に言ってきてね。」とアピールできればと思います。少年センターからアピールする機会がないでしょうから、学校側から保護者に少年センターの存在をアピールしていただき、少しでも早ければ早いほど、解決に近づくと思いますので、相談をしていただけるような体制作りをお願いできたらと思います。

事務局： ありがとうございます。

今、委員さんがおっしゃってくださったように、例えば、小学生の場合は、保護者がすぐ理解をされ、後押しをされた結果、学習支援に繋がりました。

また、中学生や高校生になりますと、保護者がもちろん後押しをされたらプラスになりますが、「一度、少年センターと一緒にいこうか。」「相談に行こう。」と学校の後押し等がありました。

そして、有職少年の9人については、ほとんどが、中学校・高校の年齢のときに少年センターでかかわっていた子たちで、また、その年になって色々な悩み等で相談に来たというようなことでございます。

最後に、無職少年では、ここ何年間も引きこもりであり、保護者が「これではいかん。」「この時期に何とかせなあかん。」という思いから、保護者がまず少年センターに来られ、また本人も一緒に出てきて、しかるべき関係機関と連携しながら、今、就職に向けての体験就労といったところからスタートし頑張っています。

議長： ありがとうございます。

毎回、議長の立場を離れまして、協議会の中でお話をさせてもらっているのですが、一番難しいのは、医療の発達に伴いまして、発達障害の方がかなり増えてきていると。特に、知的を伴わない発達障害、学習障害・多動性など。要するに、知的には大丈夫だけれども、生

活をしていくのに少し支障がある、そのような発達障害の方が増えてきているという中で、少年センターは色々な相談を受けられています。その中で、面接した結果、ひょっとしたら発達障害があるのではないかという方が、中にはおられます。しかし、少年センターには心理学的な専門の職員がおりません。

要するに、「ひょっとしたら」ということで、他の機関に連絡をして相談をされるのですが、時間がかかりかかってしまい、その間、お子さんとしてはかなり心配だということがあるとよくお聞きします。

予算等の問題もあると思いますが、これだけの色々な相談を受け増えてきている中で、精神面の心理的な判断ができる職員を、正職が無理であれば週一回、嘱託で来ていただくなど、直接、少年と面接していただいて、より少年が安心し、保護者や学校の先生も「この日であれば、この子を一緒に連れて行っても受けてもらえる。」という日を作っていただくためにも、ケースワーカーの方を週一回、難しければ二週間に一回採用して、配置していただければと話しています。予算的な面もあり、難しいこととは思いますが、それも含めまして、職員配置の問題も考えていただく必要があるのではないかと思います。これだけの忙しい業務を、たった四人の方がされているのです。私だったら、とうてい無理です。

しかも、薬物乱用防止教室については、学校から警察に、警察から少年センターに連絡があり、各学区の補導委員が4～5人で行きます。その時に必ず、センターの職員の方と生活安全課の職員の方が来ていただき、「薬物はこういうことでダメ。タバコもダメだよ。」「アルコール、タバコについては、二十歳以上でなければダメだよ。」というような説明をしていた中で、最後に「何か困ったことがあれば、警察や少年センターに連絡してください。」と言っています。それができなければ、近くに「少年補導委員の白いベストを着たおじさん、お婆さんが、スーパーや町の中を、巡回補導をしているから、もし見かけたら声をかけてね。」「そのときに、こっそり言ってくれたら、おじさん・お婆さんが、少年センターの人に話しをして、こういうことで困っている子どもがいるから、何とかしてあげてね。」というお話しもさせていただいています。そういう関係の中で、色々な情報がセンターへ集中して入ってきていますので、センターの職員さんは大変かと思っています。

それから、わたし個人的に思っているのですが、補導委員もPTAと何か繋がりを持ち、直接、保護者とのお話しの中で、色々な困っていること等の相談を受けることは、なかなか難しいですが、機会があればありがたいと思っています。

毎年、各学校によって違いますが、ある学校については、夏休み前の個別懇談会に呼んでいただき、そこでお話しも聞かせていただいているので、非常にありがたいと思っています。今後とも、PTAとの繋がり、またセンターとの繋がりも大切かと思いますが、地域には補導委員、民生児童委員、保護司の方もおられますし、それから更生保護女性会のメンバーの方も、それぞれ地域で生活をされていますので、そういう関係の中で、お互いに連携を取り合いながら情報交換等も含め、意見交換をさせていただけたらありがたいと思っていますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思っています。

委員： 今の件は、PTAの会議の中でも伝えて、これもある意味では、学校が一つ事務局を担っていただく立場の中で、少し積極的にそこへお声をかけていただくと、保護者側はありがたいと思います。また、補導委員さんのように地域から出ている方と、面識が持てることは、非常にありがたいと思いますので、是非とも前に進めていきたいと思っています。

議長： 他に何かご意見等はございますでしょうか。

委員： 私の住んでいる学区でも健全育成会議をしています。少年補導委員さんも民生委員やPTAの方も一斉に参加して話し合いが行われます。しかし、あまり問題がない学区であり、子どもたちも落ち着いていると感じています。

今、薬物乱用防止教室で「しおり」を渡されているということを知り、ある日、小学生の子が「しおり」を持ってきて、「電話な、ここへかけてもいいのやろか?」と聞いてきました。「これは、家の人に黙ってかけてもいいの?」と言っていたのです。「何

で?」「家の人に知られたくないことがあるし。」など言っていた子がいましたが、かけたかどうかはわかりません。何か、その「しおり」をもらったことで、何か一安心をしているような感じを受けました。そういったいろんな所で啓発していただき、小学生の子も何かあれば、「ここにかければいいのやな。」と、一安心しているようで嬉しくなりました。子どもたちもそういった意識をしているという状況が見られるなど思いました。

事務局： ありがとうございます。

先ほども、ご説明をさせていただきましたとおり、実はメールでいじめ相談を受けた子は、いまだに匿名相談として受けています。こちらからは全く、名前や学校名には触れません。これは最初の約束でございます。子どもさんが、少年センターの62-6010に電話をしていただいても、もちろん匿名でもそうですし、親にも内容を言って欲しくないとしても、こちらは、それを守っていき、子どもの気持ちを大事にしています。匿名でも、親に言って欲しくなければ、よほどのことがない限り言いませんし、先ほども言いましたように、いじめを受けた子は、学校で適切に対応していただいておりますが、いまだに匿名でやっています。ですから、いまだに続いている状態です。また、ご指導いただければありがたいと思います。

委員： もう一つ、薬物乱用に関してですが、過去10年位前に始めて触れたのですが、某協議会の全国大会へ行きましたら、前はバイクを乗らさない等、三ない運動と言っていたのが、冊子や色々なチラシが薬物等になってきています。私自身もどのようにして買ったらいいかわかりませんし、うちの子たちもたぶん知らないと思うんですが。実際、大人も含めて、地域的にみて、薬物というのは、蔓延していると考えておかなければいけないのか、今はまだ何も問題はないから現状でとどめておかないといけないという認識なのか、現状はどうなのですか。

委員： 現状は蔓延しています。

委員： こんな田舎でも蔓延していますか。

委員： はい、蔓延しています。実は今も一人、覚せい剤で逮捕しています。ただし若者特に子どもさんの薬物乱用は確実に減っています。

子どもの乱用について言いますと、昨年も甲賀署管内ではゼロでしたし、県内でも1件あるか、ないかという状況でした。子どもの乱用について言いますと、一昔前はシンナーが発展して、覚せい剤・大麻が若者の中でも浸透していたことがあったのですが、ここ最近是非常に減ってきて、シンナーはほとんどなく、検挙についても、中年の大人がシンナーを吸っている、覚せい剤についても高齢者が使っていたり、大人の外国人が使っていたりするところでは、

また、少し前に危険ドラッグが流行ったのですが、かなり規制がかかってきて、最近ではほとんど乱用はありません。

しかし、気になりますのは大麻で、全国的には、大麻が若者の間にファッション感覚で流行っています。若者たちの間では、「これは害がないんや。」ということで、比較的、繁華街の方に行くと、気軽に手を出す子がいて、それで検挙されるという事例があります。隣の京都では、それで少年が捕まったりしていますし、流行に応じた薬物乱用があるのは確かです。

委員： この市内・甲賀署管内でも、十分あると考えておかないといけないわけですね。

委員： 使っている方はいます。ただ、裏でどこでも売っているのかという、そういった場所はありません。色々な入手ルートはありますので。

委員： ありがとうございます。

議長： 他に委員さんの方で何かございますでしょうか。よろしいですか。

[意見なし]

議長： それでは、少し早いですが、ここで閉めさせていただきたいと思います。最後に、これだけは言いたいということがございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、会議録の公開・一部公開の判断について、皆さんにおはかりさせていただきたいのですが、当初、公開条例に基づきまして、個人情報・個人にかかるような問題の話しが出てくるだろうということで、一部、非公開という形でご了承していただいたのですが、色々なお話しをお伺いする中で、個人名が全く出ていないのと、学校名や地域名も何も出てない。また、個人を特定する内容等で会議が進んでないのと、特に秘密にしなければならない情報もなかったということで、本会議の会議録は公開の原則にのっとり公表をしてもいいのではないかと思います。皆さんはいかががでしょうか。よろしいでしょうか。

[異議なし]

議長： ありがとうございます。
ということで、公開ということで事務局の方、宜しくをお願いしたいと思います。これををもちまして、終了させていただきます。

貴重な意見、お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございました。

また、第2回の少年センター協議会を開催させていただきますので、そのときには、今日、ご意見いただきました学校関係者の方のご出席につきまして、事務局の方からお願いをさせていただきたいと思います。そのつもりで、学校等の連携をとりながら、学校が出やすい時期等で調整をさせていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

それでは、これで終了とさせていただきます。

[閉会 午後3時20分]